

(仮称)

練馬区教育・子育て大綱

(素案)

案

平成27年(2015年) 月

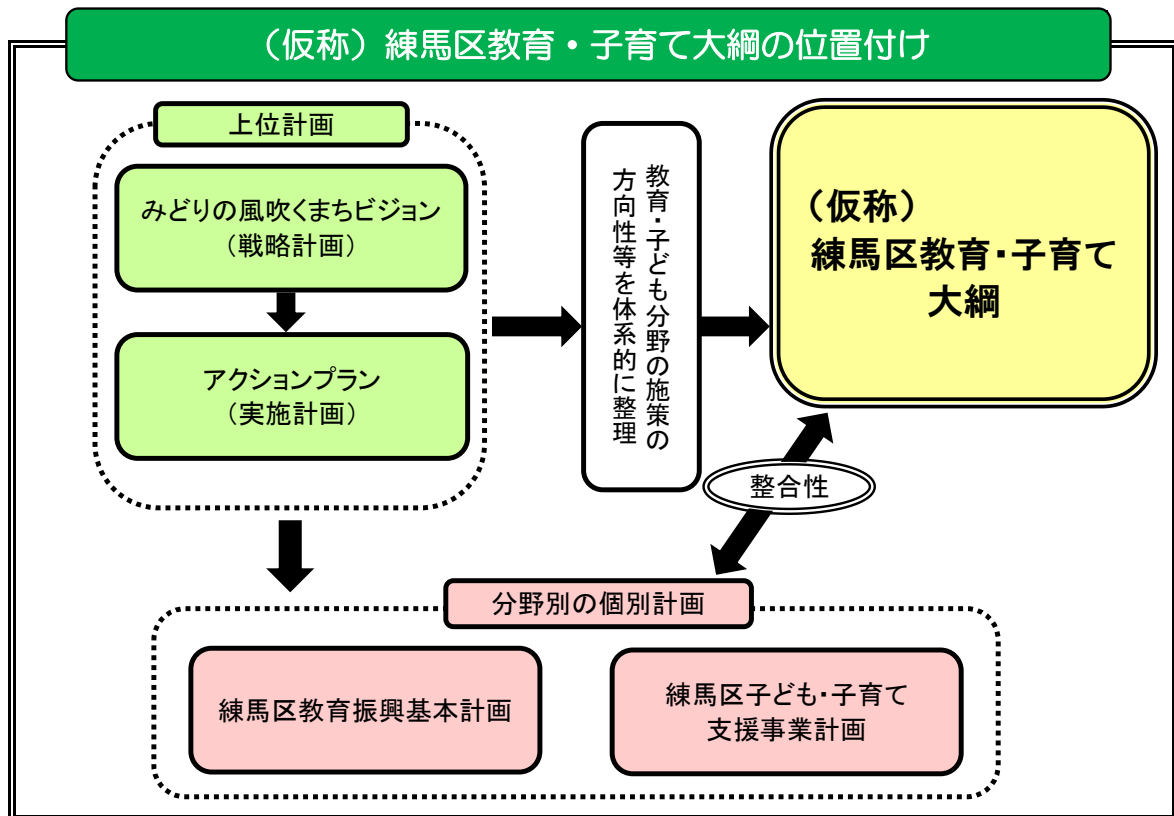
練馬区

(仮称) 練馬区教育・子育て大綱の策定にあたって

大綱について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、区長が教育委員会と協議し、大綱を策定することとされました。大綱の対象期間はおおむね 5 年間としますが、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを行います。

大綱の位置付け・大綱のねらい・体系



大綱のねらい

区では、子どもにかかわる施策を教育委員会が一元的に担っていることから、大綱は、安心して子どもを産み育てられる環境を整え、子どもたちが健やかに成長できるよう教育を充実することをねらいとしています。

体系

教育分野			子育て分野		
目標	取組の視点	重点施策	目標	取組の視点	重点施策
子どもたちの育成 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備える	1 教育の質の向上	① 学力の定着・向上	1 子どもと子育て家庭の支援の充実	1 子どもと子育て家庭の支援の充実	① 相談支援体制の整備
		② 教員の資質・能力の向上			② 多様な子育て支援サービスの充実
		③ 学校の教育環境の整備			③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
	2 家庭や地域と連携した教育の推進	① 家庭教育の支援	2 幼児教育・保育サービスの充実	2 幼児教育・保育サービスの充実	① 練馬区独自の幼保一元化施設の拡大
		② 家庭・地域の力を活かした学校運営や教育活動の推進			② 保育サービスの充実
	3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	① いじめ・不登校などへの対応	3 子どもの居場所と成長環境の充実	3 子どもの居場所と成長環境の充実	① 安全で充実した放課後の居場所づくり
		② 生活困窮世帯などへの支援			② 児童館事業・学童クラブの充実
		③ 障害のある子どもたちへの支援			